

諮問庁：宮内庁長官

諮問日：平成30年4月18日（平成30年（行情）諮問第194号）

答申日：平成30年10月2日（平成30年度（行情）答申第249号）

事件名：特定期間の新聞記事録の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2（2）に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の4（1）に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、宮内庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が①平成29年4月10日付け宮内秘発甲第337号により行った開示決定（以下「先行決定」といい、その対象文書（以下「先行開示文書」という。）は別紙の3のとおり。）及び②同年10月17日付け宮内秘発甲第851号により行った一部開示決定（ただし、本件対象文書は全部開示。以下「原処分」という。）について、新聞の雑誌広告の開示も求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 宮内秘発甲第337号及び第851号行政文書開示決定等処分が開示された新聞記事録平成20年（ただし、2008年9月18日から10月31日までのもの）について、新聞の雑誌広告部分が開示されていない。

イ 平成29年5月19日付け宮内秘発甲第451号により、特定週刊誌特定年月日A号の記事が開示されており表紙上部に大見出しが載っている事からして当誌の新聞広告も存在するものと推認できる。

ウ 開示された新聞記事録のなかには、特定会社Aの広告（特定年月日B特定曜日A特定新聞A、特定記事A）や特定会社Bの広告（特定年月日C特定曜日B、特定新聞B朝刊、特定記事B）があるのであるから、新聞の雑誌広告も保有しているものと推認できる。

エ 雑誌には皇室関連の記事が掲載される事が多く、その新聞の雑誌広告については保有しているはずである。

オ よって、審査請求の趣旨のとおり、開示を求める。

(2) 意見書（添付資料省略）

ア 宮内庁では皇室に関係する記事を網羅して収集しているのだから、当然にその新聞の雑誌広告も存在する。そして資料の特定週刊誌特定年月日A号表紙に「特定記事C」などと大きく見出しが掲載され特定週刊誌は大手新聞社に広告を出している事からこれは当然に新聞広告にも掲載されており宮内庁は当然にそれを収集しているものと推認できる。

諮問庁は新聞記事録に新聞の雑誌広告は切り抜きを行っていないと主張するが、網羅して収集している内で新聞の雑誌広告のみが除外されるはずがない。

イ ①平成29年4月10日付け宮内秘発甲第337号と②同年10月17日付け宮内秘発甲第851号は一体をなすものであり、その旨は2018年2月6日付け連絡で「宮内秘発甲第337号は、同第851号と一体となるものであり同第337号で開示されなかった部分は同第851号で開示される可能性があった事からすれば、同第337号に「審査請求期間の徒過」があるとはいえず、あるとしても正当な理由がある。」と回答しており、①に「審査請求期間の徒過」があるとはいえない。

ウ よって、審査請求人の主張には理由があるから認容し請求文書を開示しなければならない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 処分庁は、審査請求人から、平成29年1月19日付け行政文書開示請求書によって行政文書の開示の請求を受けた。当該開示請求書中の「請求する行政文書の名称等」の欄には、「（行政文書ファイル名：宮内庁総務課報道室2008年度作成分）報道関係録 平成21年、新聞記事録 平成21年」と記載されていた。

(2) 処分庁は、審査請求人に対し、当該開示請求に係る行政文書が大量に及び、処理に長期間を要することを説明したところ、審査請求人から開示請求内容の補正があり、「請求する行政文書の名称等」は下記のとおり決定となった。

① 報道関係録 平成20年度（「平成20年」の誤記である。）

（ただし、2008年9月18日から10月31日までのもの（うち、「外事」、「電信」、「両陛下（お会い・御予定）」、「両殿下（お会い・御予定）」、「行幸啓」、「人事・雑件」、「人事・雑件（取材関係）」に該当するもの）

② 新聞記事録 平成20年度（「平成20年」の誤記である。）

(ただし、2008年9月18日から10月31日までのもの)

(3) 処分庁は、請求対象とされた文書について、次の2回に分けて開示決定等を行い、行政文書開示決定等通知書によって、審査請求人に通知した。

① 平成29年4月10日付け宮内秘発甲第337号

② 平成29年10月17日付け宮内秘発甲第851号

(4) これに対し、審査請求人から、諮問庁宛て平成29年12月26日付け文書(審査請求書)により、本件決定を不服として、上記1(2)②については新聞の雑誌広告も開示せよとの審査請求があった。

2 本件決定の理由

(1) 「新聞記事録」は、主要新聞社(特定新聞B, 特定新聞C, 特定新聞A, 特定新聞D, 特定新聞E, 特定新聞F及び特定新聞G)の朝刊, 夕刊記事の中から、皇室に関連する記事のみを切り抜き、日ごとにファイリングしている文書である。

(2) 上記(1)の情報は、新聞記事であることから、法2条2項1号に規定する「官報, 白書, 新聞, 雑誌, 書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」として、行政文書から除くものに該当するが、上記「新聞記事録」は、宮内庁職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、組織的に用い、組織として管理し、職員共用の保存場所で保存されている文書であるため、「行政文書」として保有、管理している。

(3) したがって、上記「新聞記事録」については、法5条各号の不開示情報には当たらない行政文書であるとして、全部開示と決定したものである。

3 審査請求人の主張(審査請求書中「審査請求の趣旨及び理由」)への反論

(1) 審査請求人が開示を求める部分

本件審査請求において、審査請求人は、上記1(3)①及び②で開示決定等した文書のうちの「新聞記事録」について、次の情報の開示を求めている。

ア 平成29年5月19日付け宮内秘発甲第451号(行政文書開示決定等通知書)により、特定年月日A号の特定週刊誌の記事が開示されたことから、当該週刊誌の新聞広告も存在すると推認できる。

イ 上記1(3)①及び②により開示された文書の中には、皇室関連の情報を含む企業等の広告も存在することから、新聞の雑誌広告も保有していると推認できる。

ウ 雑誌には、皇室関連の記事が掲載されていることが多く、その新聞の雑誌広告については、保有しているはずである。

(2) 審査請求人の主張への反論

ア 審査請求人は、「平成29年5月19日付け宮内秘発甲第451号（行政文書開示決定等通知書）により、特定年月日A号の週刊誌の記事が開示されたことから、当該週刊誌の新聞広告も存在する」と主張するが、当該週刊誌の記事は、上記1(2)②に存在している文書ではなく、また上記1(2)②の文書を所管する担当課（宮内庁長官官房総務課報道室。以下「所管課」という。）と当該週刊誌の記事を保有する課は、別々の課であることから、当該週刊誌の記事が存在することをもち、新聞の雑誌広告も存在すると断定できるものではない。

イ 審査請求人は、上記1(2)②の文書中に、皇室関連の情報を含む企業等の広告が存在すると主張するが、当該広告は、宮内庁が特別協力した特定記事A及び国による特定記事Bであり、雑誌広告とは異なり、所管課において、必要と判断し、切り抜きを行ったものである。

ウ 審査請求人は、審査請求書において、「雑誌には皇室関連の記事が掲載されていることが多く、その新聞の雑誌広告については保有しているはずである」と主張する。

しかし、宮内庁保有の新聞記事録は、上記2(1)のとおり、皇室に関連する記事のみを切り抜いたものであり、新聞の雑誌広告については、従前から切り抜きを行っていない。

エ また、所管課においては、上記1(3)の開示決定等文書以外の文書を作成又は取得したことはなく、本件審査請求を受けて、当該所管課において、再度文書の確認及び探索を行ったが、上記1(3)の開示決定等文書以外の文書は、保有していないことを確認した。

オ なお、上記1(3)①の開示決定等処分に伴う審査請求については、処分があったことを知った日の翌日（平成29年4月13日）から起算して3か月以上経過しており、行政不服審査法18条1項の規定に基づき、「審査請求期間の徒過」として不適法な審査請求に該当すると判断され、審査請求人へ「審査請求期間の徒過」の正当な理由の有無について、確認を行ったが、正当な理由についての回答が得られなかったため、当該審査請求については、同法45条1項の規定に基づき、不適法として却下したところである。

以上のとおり、審査請求人の主張は、いずれも、妥当とはいえないものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年4月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月1日 審査請求人から意見書及び資料を收受

④ 同年9月10日 審議

⑤ 同月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、当初、別紙の1に掲げる文書の開示を求めるものであったところ、審査請求人による開示請求内容の補正（平成29年3月7日付け、同月9日受理。当該補正後の請求文書は別紙の2のとおり。）を受けて、処分庁は、法11条の規定を適用した上、そのうちの相当部分につき先行決定（別紙の3に掲げる文書につき全部開示）を行い、さらに、別紙の4に掲げる文書につき原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙の4（1）に掲げる文書（本件対象文書）につき、新聞の雑誌広告（以下「本件審査対象文書」ともいう。）も保有しているはずであるとして、その開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する（なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところによると、先行決定に対する審査請求は、審査請求期間の徒過を理由に不適法として却下されていることが認められ、諮問の対象にはなっていない。）。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書について

ア 諮問庁は、上記第3の2及び3のとおり、所管課において、皇室に関連する新聞記事を切り抜き、日ごとにファイリング（新聞記事録）しており、その中には、宮内庁が特別協力した催し等の記事も含まれているが、新聞の雑誌広告については、従前から切り抜きを行っていない旨説明する。

イ そこで、諮問庁から本件対象文書である新聞記事録（写し）の提示を受け、当審査会においてこれを確認したところ、本件対象文書中には、各新聞記事そのものの切り抜きがあるだけで、本件審査対象文書である新聞の雑誌広告は含まれていないことが認められる。

ウ この点につき、審査請求人は、本件開示請求とは別に宮内庁に開示請求をしたところ、特定週刊誌特定年月日A号の記事が開示されたことから、宮内庁は週刊誌の新聞広告も収集しているものと推認できる旨主張する。

この点に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、当該開示請求は、特定事項に関する雑誌やインターネットの記事のコピー等の行政文書を対象としたものであり、これに対し、所管課とは別の課において保有していた当該週刊誌記事を含む行政文書を開示（最終的に全部開示）したものである旨説明し、この説

明を覆すに足りる事情は認められないから、そのような行政文書の開示内容を根拠として、「新聞記事録 平成20年」の行政文書ファイル中に新聞の雑誌広告が含まれていると推認できる旨の審査請求人の主張は、前提において採用の余地がない。

そして、その他、宮内庁において、本件審査対象文書を保有していることをうかがわせる事情も認められない。

エ したがって、宮内庁において、本件対象文書及び先行開示文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、宮内庁において、本件対象文書及び先行開示文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

- 1 審査請求人が当初（平成29年1月23日開示請求受理）開示を求めた文書
（行政文書ファイル名：宮内庁総務課報道室2008年度作成分）
報道関係録 平成21年，新聞記事録 平成21年
- 2 審査請求人が補正した後の請求文書
 - (1) 報道関係録 平成20年
（ただし，2008年9月18日から10月31日までのもの）
（うち，「外事」，「電信」，「両陛下（お会い・御予定）」，「両殿下（お会い・御予定）」，「行幸啓」，「人事・雑件」，「人事・雑件（取材関係）」に該当するもの）
 - (2) 新聞記事録 平成20年
（ただし，2008年9月18日から10月31日までのもの）
（本件請求文書）
- 3 先行決定において開示された文書（新聞記事録）（先行開示文書）
朝刊 平成20年9月18日（木）～同月30日（火）
夕刊 平成20年9月18日（木）～同月20日（土），同月22日（月），同月24日（水）～同月27日（土）
- 4 原処分において開示等された文書
 - (1) 朝刊 平成20年10月1日（水）～同月13日（月），同月15日（水）～同月31日（金）
夕刊 平成20年10月1日（水）～同月3日（金），同月6日（月）～同月8日（水），同月10日（金），同月11日（土），同月14日（火）～同月18日（土），同月21日（火），同月23日（木）～同月25日（土），同月27日（月）～同月31日（金）
（以上は新聞記事録。本件対象文書。全部開示）
 - (2) 報道関係録 平成20年（人事・雑件）
（略）
（一部開示）
 - (3) 報道関係録 平成20年（外事）
（略）
（一部開示）
 - (4) 報道関係録 平成20年（ただし，2008年9月18日から10月31日までのもの）（うち，「電信」に該当するもの）
（不存在により不開示）